

令和 7・8 年度入札参加資格審査申請要領（物品・役務 随時）

三 春 町

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 及び 11 及び三春町財務規則（昭和 57 年三春町規則第 16 号）第 111 条及び第 122 条の規定により、入札参加資格審査申請書を三春町に提出する時期及び方法は下記のとおりです。

○ 資格審査の受付時期及び資格の有効期間

受 付 期 間	資格有効期間	種 別
令和 7 年 4 月 1 日（火） から 令和 9 年 3 月 31 日（水） まで	資格認定を受けた日から 令和 9 年 3 月 31 日まで	(1) 物品・役務 {※物品の製造・販売・修繕} {※管理業務・その他役務業務}
受付方法 ○システム入力による受付とします。 ○添付ファイルは、三春町のホームページ から提出に必要なものをダウンロードしてお使いください。		
審査基準日：令和 6 年 7 月 1 日 問い合わせ先：三春町役場財務課管理契約グループ 電話 0 2 4 7 （ 6 2 ） 2 1 3 2 FAX 0 2 4 7 （ 6 1 ） 1 1 1 0		

I 申請方法及び注意事項

- (1) システムの入力方法をよく確認したうえで、申請を行ってください。
- (2) システムの申請が受理されれば、申請受理通知メールを送付し、内容に不備がある場合は不受理メールを送付します。不受理の場合は三春町の入札参加有資格者名簿に登録されませんので、内容を修正し再度申請してください。
- (3) 申請書等に故意に虚偽の記載をして提出した場合には、登録が拒否されることになり、登録になっている場合にも直ちに登録を取り消します。
- (4) 申請事項に変更が生じた場合は速やかにシステムで変更申請を行ってください。
- (5) 添付書類は三春町のホームページからダウンロードできますので、必要な書類をお使いください。

Ⅱ 物品・役務の提供についての申請方法

1. 提出書類等

(1) 物品の製造・販売（修繕）

ア 営業種目

1 印刷製本類	2 文房具・事務機器類	3 コンピュータ類	4 印章類
5 用紙類	6 医療・福祉機器類	7 医薬品・衛生材料類	8 写真用品類
9 理化学機器類	10 電気・通信機器類	11 車両・船舶類 (二輪車を含む)	12 建設機器類
13 農畜林産機器類	14 水産機器類	15 工作機器類	16 自動販売機・発券機類
17 燃料・油脂類	18 衣料・寝具類	19 日用雑貨類	20 百貨
21 食料品類	22 農林水産資材類	23 建材・資材類	24 楽器・音楽用品類
25 美術・工芸品類	26 運動用品類	27 書籍	28 時計・貴金属類
29 車両・船舶部品類	30 消防資材器具類	31 靴・かばん類	32 教育用機器・教材類
33 業務用厨房機器類	34 冷暖房衛生器具類	35 動物	36 警察用機器類
37 家具・木工具・室内装飾品類	38 看板・標識類	39 その他	

イ システム上でのデータファイル添付一覧

	提出書類	法人	個人	備考
①	商業登記簿謄本(登記事項証明書)又は写し	○	×	
②	身分証明書又は写し	×	○	
③	審査基準日直前1年の営業年度の財務諸表又は青色申告決算書	○	○	
④	町税の証明書	△	△	納付すべき町税がある場合のみ提出
⑤	法人(個人)県民税・事業税及び自動車税の納税証明書又は写し	△	△	●福島県各地方振興局で発行したもの ●県内企業は必須 ●県外企業である場合は福島県内に営業所等がある場合にのみ提出すること
⑥	消費税及び地方消費税の納税証明書又は写し	○	○	税務署で発行したもの
⑦	委任状(第2号様式)	△	△	*委任先を設けない場合は不要
⑧	営業許可(登録、認可、届出)等一覧表(第3号様式)	△	△	該当がある箇所は提出
⑨	官公庁納入実績一覧表(第4号様式)	△	△	該当がある場合は提出
⑩	使用印鑑届	△	△	⑦委任状に代表者印を押印して提出している場合には不用。委任先がなく⑦委任状を提出していない場合は必須

注意事項

○は必須、△は該当する場合のみ提出、×は不要

システム上で添付が必須になっているが、該当がない場合は、ダミーファイル(中身がないword等のファイル)を添付してください。

④町税の証明書

- i 三春町に納付すべき町税がある場合は役場税務会計課で証明を受けてください。

⑤法人(個人)県民税、事業税及び自動車税納税証明書又は写し

- i 「納税証明書」は、申請日から遡って3ヶ月以内に課税地を所轄する福島県各地方振興局県税部で発行されたものとする。
- ii 証明事項は、法人(個人)県民税、法人(個人)事業税と自動車税とする。
審査基準日の直前1年間における、福島県に納付し又は納付すべき額として確認したものとする。

⑥消費税及び地方消費税納税証明書又は写し

- i 「納税証明書」は、申請日から遡って3ヶ月以内に申請者の主たる営業所の所在地を所轄する税務署で発行されたものとする。
- ii 証明事項は、消費税及び地方消費税とする。
審査基準日の直前1年間における、納付し又は納付すべき額として確定したものとする。
- iii 納税証明書の様式は、税額の証明(その1)又は未納がないことの証明(その3、その3の2、その3の3)のいずれでも構わない。

(2) 役務の提供

ア 業務種別

1 広告・宣伝	7 会場等の借り上げ
2 写真・製図	8 賃貸借
3 調査・研究	9 建物管理等各種保守管理
4 情報処理	10 運送
5 翻訳・通訳・速記	11 車両整備
6 ソフトウェア開発	12 その他

イ 提出書類等

物品の製造・販売(修繕)の提出書類と同様とする。

Ⅲ 入札参加資格審査申請ができない人

次のいずれかに該当する人は、競争入札に参加できません。したがって入札参加資格審査申請もできません。

(1)	当該入札に係る契約を締結する能力を有しない人及び破産者で復権を得ない人。
(2)	法律などで、営業には許可等が必要であるとされている場合に、その許可等がない人。
(3)	町税を滞納している人。
(4)	県税を滞納している人。
(5)	消費税又は地方消費税を滞納している人。
(6)	工事・測量等の入札参加資格審査申請をする場合には、審査基準日の直前1年の営業年度において、工事完成高や取扱高のない人。
※三春町建設工事等入札参加資格が認定された後、上記事項に該当した場合は、資格の認定が取り消されます。	
※(6)で定める直前1年の完成工事高等は、入札参加申込種別毎に必要となります。	

Ⅳ 審査の内容

三春町入札参加資格審査は、次のとおり行われます。

区 分	審 査 事 項
物品・役務	1、審査基準日の直前2年の各営業年度における取扱高の平均取扱高 2、審査基準日の前日における物品・役務等に従事する職員数 3、業務の経歴 4、資本金額 5、営業年数

V 申込種別

1. 物品・役務の提供の営業種目及び品目表

ア 物品の製造・販売（修繕）

番号	営業種目	業務品目
1	印刷製本類	一般印刷物、フォーム印刷、地図印刷、製本、コピー・青写真
2	文房具・事務機器類	文房具・事務用品、オフィス家具、金庫、事務機器（ワードプロセッサ、シュレッダー、印刷機、複写機、ファクシミリ等）
3	コンピュータ類	コンピュータ・周辺機器（本体、入出力・記憶装置）、ネットワーク機器（LAN アダプタ、HUB、ルーター等）、コンピューターソフトウェア
4	印章類	ゴム印・印章
5	用紙類	コピー・印刷・フォーム用紙（PPC 用紙、（色）上質紙、コート紙、ストックフォーム用紙等）
6	医療・福祉機器類	診療診断・治療器具類、衛生検査器具類、調剤器具類、車いす
7	医薬品・衛生材料類	医療用薬品、家庭薬、試験紙・試薬、介護用品
8	写真用品類	カメラ、フィルム・写真材料、写真
9	理化学機器類	測量器具、測定器具、試験検査器具
10	電気・通信機器類	家電製品、視聴覚機器、音響・映像・放送機器、無線機・無線装置、電話機、電話交換機、照明装置
11	車両・船舶類（二輪車を含む）	小型・普通自動車、軽自動車、トラック、バス、二輪車・自転車、船舶（総トン数 20 トン未満のもの）
12	建設機器類	除雪車、建設機械、ポンプ、発電機
13	農畜林産機器類	農産・園芸用機器、畜産機器、林産・木工機器、食品加工機器
14	水産機器類	ブイ、漁具、水槽
15	工作機器類	工作機器、繊維機器
16	自動販売機・発券機類	自動販売・券売機、駐車場機器
17	燃料・油脂類	ガソリン・軽油、重油・灯油、ガス、潤滑油
18	衣料・寝具類	制服・白衣、雨具・作業服、寝具
19	日用雑貨類	金物、台所用品、清掃用品、食器・花器
20	百貨類	デパート・総合商社
21	食料品類	米穀
22	農林水産資材類	肥飼料・農薬・農産・園芸資材、種苗・苗木、畜産資材、林産資材、漁業資材、工業薬品（硫酸、苛性ソーダ、塩素、脱臭剤、試薬等）
23	建材・資材類	土木資材、建築資材、管工事資材、電気工事資材、建具・表具、ガラス、塗料・溶剤類、ダンボール・包装材料
24	楽器・音楽用品類	楽器、楽譜、音楽 C D・ビデオ
25	美術・工芸品類	美術品、工芸品、美術工芸材料
26	運動用品類	運動器具・用具、武道具、レジャー用品（テント等）
27	書籍	書籍、出版物
28	時計・貴金属類	時計・眼鏡・宝石・貴金属、記・徽章類
29	車両・船舶部品類	車両部品、船舶部品、航空機部品、整備機器
30	消防資材器具類	防護用品、防災用品、救助用品
31	靴・かばん類	履物、バッグ、（合成）皮革製品
32	教育用機器・教材類	教材、教育機器、保育用教材、遊具、模型、標本、見本
33	業務用厨房機器類	食器洗浄器、調理器・調理台、流し台、ガス器具、業務用冷凍庫
34	冷暖房衛生器具類	リサイクル・水処理装置、焼却炉、ボイラー・冷暖房機器、浴槽・トイレ
35	動物	
36	警察用機器類	交通安全用品、警察装備、警察機器
37	家具・木工具・室内装飾品類	家具、じゅうたん、畳、カーテン・ブラインド
38	看板・標識類	旗・どんちょう、腕章・ステッカー、道路標識類、掲示板・表示板
39	その他	

イ 役務の提供

番号	営業種目	業務品目
1	広 告 ・ 宣 伝	広告・宣伝関連の業務
2	写 真 ・ 製 図	写真・製図関連の業務
3	調 査 ・ 研 究	調査・研究関連の業務
4	情 報 処 理	情報処理関連の業務
5	翻 訳 ・ 通 訳 ・ 速 記	翻訳・通訳・速記関連の業務
6	ソ フ ト ウ ェ ア 開 発	ソフトウェア開発関連の業務
7	会 場 等 の 借 り 上 げ	会場等の借り上げ関連の業務
8	賃 貸 借	賃貸借関連の業務
9	建 物 管 理 等 各 種 保 守 管 理	建物管理等各種保守管理関連の業務
10	運 送	運送関連の業務
11	車 両 整 備	車両整備関連の業務
12	そ の 他	